

私たちがこの浦白の誇らしき特産品や風景が数多くあります。浦白の誇らしき特産品や風景が数多くあります。浦白の誇らしき特産品や風景が数多くあります。



和田 知子 さん

浦白で育ったこと 大人になっても必ず糧になる

先生に人気の浦白町

2022年春に浦白小学校に校長として赴任しました。私は浦白で暮らして3年ほどですが、「いい町ですね」と町の方々に言ってもキョトンとされてしまいます。これまで35年、主に空知管内で教師を務めてきましたが、心からいい町だと思っています。

近隣の校長同士の集まりでも「浦白いいな」「席譲ってよ」なんて冗談を言われるほど、うらやましがられるのですよ。町の方々はあまりご存じないかもしれませんが、教職員に人気の町なのです。

教師が本来やりたいことに 注力できる

なぜ人気なのかという点、教師にとつて本来のやりたい教育を行える環境がこの町にあるからです。

子どもが少人数だからやりやすいのではあるかもしれませんが、実はそうではありません。私は少ない児童数の学校でも問題を抱えるケースにも接してきましたが、浦白では子どもたちが健康やかに成長できる土台がしっかりと整っていると感じます。

それが日常だと意外と気付かないことだと思ふのですが、保護者、そして地域が大切に子どもを育てる環境を築いています。私は素晴らしいことだと思ふます。

都会と田舎の差はない

小学校高学年や中学生にもなることもつと都会がいい、など感じることはあるでしょう。「もつと」と思う感情はわかりますが、札幌からみたら東京がよくみえたり、同じ東京の中でも繁華街がよくみえたり、比較してはキリがありません。

浦白から札幌も旭川も移動できますし、情報も安い物もインターネットで揃う時代。昔のような都会と田舎の差はないのではないのでしょうか。

小学校では町からの雇用として補助教諭が複数名入り手厚いフォロワーがなされ、町の事業としてもスキー教室やキャンプ、スポーツ教室や季節の行事などさまざまな取り組みがあります。

こうした機会は全ての自治体でできていることではないんです。たくさんの方の力で子どもを大切に見守る姿勢が浦白にはあると思います。

町の農産物も素晴らしく美味しいです。個人的には浦白のメロンやスイカが大好きです。夏には何度も買いに行きました。

町民の方々にとっては当たり前でも、私のように別の場所からこの町に来ると、驚く魅力がたくさんあります。

子どもたちは「浦白が好き」

この町では問題が放置されてしまいがたり減るような子ども時代を過ごすことがないです。子どもたちは「浦白が好き」という気持ちを持って育つことができているます。

本来のやりたい教育ができるから、雪道通勤が大変でも先生たちは異動したくないのです。採れたての美味しい農産物も買えますし。

温かい人間関係のなかで育ち、友だちを心から大切にできる。そして大人になっても「帰る場所」が浦白にはあります。

この町で健康やかに育つなかで、子どもたちには自分ならではの得意なところを見つけてほしいです。地域のなかで大切にされた経験は大人になってもかけがえのない財産になるでしょう。これからも子どもたちの心の拠り所となるよう、家庭、学校、地域と協力しながら取り組んでいけたらと考えています。

和田 知子（わだ ともこ）さん ● 1967年生まれ。深川市生まれ、幼少期は転勤族の親とともに道内各地で過ごす。1990年から教諭として空知、石狩管内の小学校に勤務し、2022年に浦白小学校に校長として赴任。知子の「知」は空知で生まれた縁から名付けられたそう。

重度心身障がい者およびひとり親家庭等医療給付制度について

障がい者およびひとり親の方を対象に北海道と町が協力して医療費の助成をしています。

浦臼町に住民登録をしていて、健康保険に加入している方が、次に該当する場合は申請により医療費の助成が受けられます。

	障がい	ひとり親
★助成の対象となる方	身体障がい者手帳1・2級または3級（心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、もしくは肝臓の機能障害に限る）に該当する方	ひとり親家庭で20歳未満の子どもを扶養している親と子
	療育手帳A判定、重度の知的障がい（知能指数がおおむね35以下、なお肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有する方については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする方）と判定または診断された方	両親の死亡・行方不明等の理由で両親以外の方に扶養されている20歳未満の子 ※18歳～20歳については、大学・専門学校等に在籍している子どもなど、条件があります
	精神保健福祉手帳1級に該当する方	
	所得制限に該当しない方	

★申請に必要なもの

- ①健康保険の資格がわかる書類・印鑑（障がい・ひとり親）
- ②身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳等（障がい）

★助成内容

- ・入院・通院・歯科・調剤等にかかった健康保険適用分の医療費
ただし、一部負担金（自己負担）等を除きます。
（18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児等医療費自己負担額は町の助成対象になります。）

★医療費自己負担額

- ・3歳未満および低所得者（非課税世帯）
初診時一部負担金（医科：580円、歯科：510円、柔道整復：270円）
- ・一般（課税世帯）
医療費の1割負担（月額上限 ※入院+外来：57,600円 外来：18,000円）
※療養月から遡って12ヶ月以内に高額療養費が3ヶ月以上支給されている場合は44,400円とする。
※後期高齢者医療制度の対象者で、負担割合が「1割」で課税世帯の方は、後期高齢者医療制度が優先されるため、受給者証は発行されません。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：0125-68-2112

住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳の閲覧状況について、下記のとおりお知らせいたします。

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規程に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表しています。

対象期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日

国又は地方公共団体の機関からの請求による閲覧（住民基本台帳法第11条）、個人又は法人の申出による閲覧（住民基本台帳法第11条の2）については今回該当ありませんでした。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：0125-68-2112